

栃木市入札参加資格審査申請（建設工事）提出書類及び記載要領

1. 建設工事 栃木市のチェックリスト

提出書類について自己チェックしていただいたものを提出してください。

2. 共通書類の入札参加資格申請書（PDF）の写し

栃木県電子申請システムで申請後、PDFが出力されますので、すべて印刷し提出してください。
共通書類と同じものを提出してください。

3. 暴力団排除誓約書【栃木市様式】

- (1) 本市のホームページから様式をダウンロードし、内容を熟読のうえ、記名押印してください。押印は代表者実印とします。
- (2) 委任している場合であっても代表者名で記名押印してください。

4. 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

申請日時点で有効な、申請日の直前に受けた通知書を提出してください。

5. 委任状（市町提出用） 該当者のみ提出

- (1) 令和9・10年度において、栃木市が発注する工事の入札や契約の締結に関する権限を、従たる営業所の長に年間を通じて委任する場合は提出してください。
- (2) 栃木県のホームページから様式（Excel）をダウンロードし、入力シートに記入の上、栃木市分のみ印刷し提出してください。
- (3) 受任者を置く場合、審査対象は、当該受任先の営業所で建設業許可を受けている工種のみとなります。
- (4) 準県内業者として名簿の登録を希望する場合は、原則として、栃木県と同一の受任者を設定してください。
- (5) 代表者実印及び受任者印を忘れずに押印してください。

6. 営業所一覧表の写し（建設業法施行規則様式第一号別紙二(1)または(2)） 該当者のみ提出

- (1) 従たる営業所がある場合は提出してください。
- (2) 一部工種の廃業等により、現在の許可工種と申請書類に記載された許可工種が異なる場合は、その部分を二重線で削除し、建設業の変更届出書（様式第二十二号の二(第二面)）も提出してください。

7. 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書の写し（建設業法施行規則様式第七号）

該当者のみ提出

- (1) 栃木市内に主たる営業所がある場合又は栃木市内の従たる営業所の長に年間を通じて入札契約権限を委任する場合は、提出してください。
- (2) 建設業許可を受ける時に許可行政庁に提出した書類の写しを添付してください。

8. 営業所技術者等一覧表の写し（建設業法施行規則様式第一号別紙四）又は営業所技術者等証明書の写し（同規則様式第八号） 該当者のみ提出

- (1) 栃木市内に主たる営業所がある場合又は栃木市内の従たる営業所の長に年間を通じて入札契約権限を委任する場合は、提出してください。
- (2) 建設業許可を受ける時に許可行政庁に提出した書類の写しを添付してください。

9. 栃木市税の完納証明書 該当者のみ提出（栃木市役所税務課及び各総合支所地域づくり推進課で発行）

- (1) 法人又は代表者が栃木市税の納税義務者である場合は提出してください。
- (2) 申請日前3か月以内に発行された最新の完納証明書（写し可）を次のとおり提出してください。

納税証明書ではありませんので注意してください。

法人の場合 ①法人の完納証明書 及び ②代表者個人の完納証明書

※①と②の両方が必要です。

※代表者個人が栃木市税の納税義務者でない場合は①のみ提出となります。

個人の場合 代表者個人の完納証明書

10. 障がい者雇用を証する書類の写し 該当者のみ提出

- (1) 栃木市内に主たる営業所がある場合で障がい者を雇用している場合のみ、次の①②の書類を提出してください。複数の障がい者を雇用している場合でも、1人分の提出で可です。
 - ① 常時雇用が確認できる書面（健康保険証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写し
 - ② 「身体障害者手帳」（1～6級、7級は障がいが2以上重複する場合）、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し
- (2) 手帳の写しは、手帳の種類、障がい者の氏名及び生年月日が分かるページとします。また、写しの提出に当たっては、事前に手帳所有者本人の了承を得てください。
- (3) 提出書類が事実と異なることが判明した場合は、資格の取消し又は指名停止措置を行うことがあります。

※ 返信用封筒（110円切手貼付）は不要としました。

入札参加資格が認められた場合には、認定通知書に代えて入札参加資格者名簿を栃木市ホームページ上で公表いたします。

令和9・10年度入札参加資格審査から認定通知書の送付は行いませんのでご了承ください。